



# 鳥取県公報

平成18年 8月18日(金)  
号外第121号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (59) (住宅政策課) ..... 1

———公布された条例のあらまし———

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅の位置について、住所表示が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の位置の表示を次のとおり改める。

名 称	位 置	
	変 更 前	変 更 後
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神	八頭郡智頭町大字坂原
明治町団地	倉吉市明治町	倉吉市明治町二丁目
浜団地	東伯郡湯梨浜町大字長瀬	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬
夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町	境港市夕日ヶ丘一丁目

(2) 施行期日は、公布の日とする。

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第59号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和34年鳥取県条例第49号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原	杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神
略		略	
明治町団地	倉吉市明治町二丁目	明治町団地	倉吉市明治町
略		略	
浜団地	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬	浜団地	東伯郡湯梨浜町大字長瀬
略		略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目	夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。